

○能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例

平成17年2月1日

条例第92号

改正 平成20年3月21日条例第5号

平成21年3月27日条例第5号

平成22年3月29日条例第8号

平成22年12月10日条例第29号

平成23年3月17日条例第6号

平成24年12月21日条例第37号

平成25年12月20日条例第38号

平成26年3月24日条例第7号

平成26年9月24日条例第20号

平成26年12月18日条例第30号

平成31年3月22日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者(児)、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、父母のない児童、養育者、妊産婦、乳幼児・児童、指定難病の患者並びに精神障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 削除

(2) 心身障害者(児) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は児童相談所及び知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者をいう。

(3) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童を扶養している者をいう。

(4) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養している者をいう。

(5) 父母のない児童 父母と死別した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母から遺棄されている児童その他これらに準ずると市長が認める児童をいう。

(6) 養育者 父母のない児童を監護する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親以外のものをいう。

(7) 削除

(8) 妊産婦 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条に定める母子健康手帳の交付を受けた日から出産した日の属する月の翌月末日までの間にある女子をいう。

(9) 乳幼児・児童 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(10) 指定難病の患者 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者をいう。

(11) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の規定による精神通院医療の適用を受けている者をいう。

(対象者及び対象疾病)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(以下「社会保険各法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律第4章の後期高齢者医療制度による被保険者、組合員及び被扶養者であるもののうち次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者は除く。

(1) 削除

(2) 65歳未満の者で次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者手帳の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級、2級又は3級のもの

イ 療育手帳の所持者

(3) 65歳以上の者で次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者手帳の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級、2級又は3級のもの

イ 療育手帳の所持者

- (4) 母子家庭の母(前2号のいずれかに該当する母子家庭の母を除く。)及び母子家庭の母に扶養されている児童(第2号に該当する児童及び第11号に該当する3歳未満の乳幼児を除く。)であって18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの及び当該児童を養育している母子家庭の母(前2号のいずれかに該当する母子家庭の母を除き、当該児童が第2号の児童にあつては、20歳未満までを対象とする。)
- (5) 父子家庭の父(第2号及び第3号のいずれかに該当する父子家庭の父を除く。)及び父子家庭の父に扶養されている児童(第2号に該当する児童及び第11号に該当する3歳未満の乳幼児を除く。)であって18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの及び当該児童を養育している父子家庭の父(第2号及び第3号のいずれかに該当する父子家庭の父を除き、当該児童が第2号の児童にあつては、20歳未満までを対象とする。)
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(父又は母の申立てによるものに限る。)を受けた児童(第2号に該当する児童及び第11号に該当する3歳未満の乳幼児を除く。)であつて18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(当該児童が第2号の児童にあつては、20歳未満までを対象とする。)及び当該児童を監護し、かつ、これと生計を一にする父又は母
- (7) 父母のない児童(第2号に該当する児童及び第11号に該当する3歳未満の乳幼児を除く。)であつて18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(当該児童が第2号の児童にあつては、20歳未満までを対象とする。)
- (8) 養育者(第2号及び第3号のいずれかに該当する養育者を除く。)であつて前号の児童を養育しているもので、前条第6号に該当する者
- (9) 削除
- (10) 妊産婦については、前条第8号に規定する者で、妊娠に伴い生じた疾病による医療費及び出産に伴い生じた疾病による医療費であつて出産前の入院日から出産後の退院日(退院日が出産の日の属する月の翌月末日の翌日以降の日となる場合は、当該出産の日の属する月の翌月末日)までにかかるもの(以下「出産に伴い生じた疾病による医療費」という。)に限る。ただし、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げるいずれかの市税等の滞納者は除く。

**(11) 乳幼児・児童については、前条第9号に該当する者**

- (12) 指定難病の患者については、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療費の支給対象者。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)第1条第1項第1号、第2号イ若しくはロ、第3号又は第4号ロに該当する者を除く。
- (13) 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級又は2級の者
- (14) 前条第11号の精神通院医療(以下次条第7号において「精神通院医療」という。)の適用を受けている者  
(医療費の助成額等)

第4条 医療費の助成額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 削除
- (2) 前条第2号、第4号から第8号まで及び第11号に掲げる者 国民健康保険法又は社会保険各法に規定する療養の給付並びに特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給を受けることにより負担した額(付加給付がある場合にあつては当該付加給付の額を、食事療養に係る標準負担額がある場合にあつては当該標準負担額を、高額介護合算療養費の支給を受ける場合にあつては当該高額介護合算療養費の額をそれぞれ控除した額とする。以下「自己負担額」という。)とする。
- (3) 前条第3号に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項、第68条及び第69条の規定により支払った一部負担金の額並びに同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額から同法第84条第1項に規定する高額医療費の支給を受ける場合にあつては当該高額医療費の額を、同法第85条第1項に規定する高額介護合算療養費の支給を受ける場合にあつては当該高額介護合算療養費の額をそれぞれ控除した額とする。
- (4) 前条第10号に掲げる者 妊娠に伴い生じた疾病による医療費については当該医療費に係る自己負担額とし、出産に伴い生じた疾病による医療費については当該医療費に係る自己負担額に保険診療適用外の費用の額を加えた額(入院が複数月にまたがる場合は、合算した額)から、差額室料(差額ベット代をいう。)及び出産育児一時金の額

を控除した額(以下「差額」という。)とする。ただし、差額が自己負担額を超える場合には、当該医療費に係る自己負担額の額とする。

(5) 前条第12号に掲げる者 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第1号の規定による自己負担額とする。

(6) 前条第13号に掲げる者 入院医療費に係る自己負担額の2分の1を乗じた額とする。

(7) 前条第14号に掲げる者 精神通院医療に係る自己負担額とする。

2 前項の医療費の助成は、その者が対象者となった日の属する月の初日から行うものとする。ただし、前条第2号から第7号までに掲げる者については、同号に該当することとなった日の属する月の翌月の初日から行うものとする。

(助成額の特例)

第4条の2 出産に伴い生じた疾病による医療費の助成を受けるために次条に規定する申請をした者が、当該申請に係る医療機関の証明に要した文書料を支払った場合で、前条第1項第4号の規定による計算により、当該医療費の助成の対象とならないときは、当該文書料に相当する額を助成するものとする。

(申請)

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によりこの条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、対象者が傷病につき損害賠償を受けたとき、又は受けることができるときは、その価額を限度として当該傷病に係る医療費の助成を行わず、又はその価額を限度として既に行った助成の額に相当する金額を返還させることができるものとする。

(請求の時効)

第7条 この条例による医療費助成の請求の時効は、診療月の翌月の初日から起算して6箇月とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の根上町障害者医療給与金支給条例(昭和49年根上町条例第17号)、根上町乳幼児・児童医療給与金支給条例(平成12年根上町条例第6号)、根上町高齢者医療給与金支給条例(昭和57年根上町条例第19号)、根上町一人親家庭等医療給与金支給条例(平成7年根上町規則第3号)、寺井町高齢者医療費特別給付条例(昭和44年寺井町条例第9号)、寺井町乳幼児及び児童医療費給付に関する条例(平成12年寺井町条例第14号)、寺井町特定医療費特別給付条例(昭和49年寺井町条例第1号)、辰口町妊産婦、乳幼児・児童、寡婦、父子家庭、母子家庭、身体障害者等及び特定疾患医療給与金支給条例(昭和47年辰口町条例第3号)、辰口町高齢者医療給与金支給条例(昭和45年辰口町条例第5号)又は根上町精神障害者通院医療費援護費支給事業要綱(平成13年4月1日施行)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月21日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定により対象者となる者に係る医療費の助成額については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項第1号から第3号までの規定は、平成20年4月1日以降の医療費について適用する。

附 則(平成22年3月29日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定により対象者となった者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月10日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし第1条、第2条第7号、第3条第8号及び第4条第1項第4号の改正規定は平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第9号の規定は、平成23年4月1日以後の医療費について適用する。
- 3 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の能美市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定により対象者となる者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月21日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第6号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定は、平成26年10月1日以後の出産に係る医療費の助成について適用し、同日前の出産に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月24日条例第20号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定は、平成27年1月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第12号の規定は、平成31年10月1日以後に受けた特定医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた特定医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。